

青 市 監 第 54 号
平成 30 年 8 月 6 日

請求人 様

青森市監査委員 杉 田 浩
同 西 谷 俊 広
同 中 村 節 雄
同 舘 山 善 也

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

平成 30 年 6 月 9 日に地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づき提出された「青森市職員措置請求書」に係る監査の結果は次のとおりであるので、同条第 4 項の規定により通知いたします。

記

第 1 請求の受理

平成 30 年 6 月 9 日に提出のあった「青森市職員措置請求書」は、同年 6 月 11 日收受し、所定の法定要件を具備しているか否かを審査したところ、請求書の調製に一部不備な点が認められたため、同年 6 月 20 日に請求人に対し書面による補正を求めた。その後、補正書の提出があり、当該請求書を同年 7 月 2 日に受理した。

第 2 請求の要旨

ア. 誰が（請求の対象職員）

（1）青森市長

イ. いつ、どのような財務会計上の行為を行ったのか。

（1）平成 29 年 4 月 3 日、「A コミュニティ協議会」（以下「本協議会」という。）が「平成 29 年度青森市まちづくり構想推進事業補助金交付申請書」（以下「本件交付申請書」という。）（資料 1-1, 1-2 及び 1-3）を提出。交付申請事業「特色あるまちづくり事業」、交付申請額「金 368,740 円」。なお、本件交付申請書に添付されている「収支予算書」の 2 支出（資料 1-3）の補助対象経費の支出の明細には「A 市民センター祭り実行委員会負担金 30,000 円」との記載あり。

- (2) 平成 29 年 4 月 26 日付青市指令市協第 13 号「平成 29 年度青森市まちづくり構想推進事業補助金交付決定通知書」(資料 2) を以て申請書どおり補助金が決定した旨通知。
- (3) 平成 29 年 5 月 26 日「平成 29 年度青森市まちづくり構想推進事業補助金請求書」(資料 3-1) を以て、「368,740 円」を概算払い請求。平成 29 年 6 月 9 日概算払い (資料 3-2)。
- (4) 平成 29 年 10 月 3 日日本協議会から「A 市民センターイベント実行委員会」に対して「A 市民センターまつり負担金として」「30,000 円」を支払う (資料 4)。
- (5) 平成 30 年 3 月 30 日「平成 29 年度青森市まちづくり構想推進事業補助金実績報告書」(以下「実績報告書」という。)(資料 5-1, 5-2 及び 5-3) を提出。実績報告書に添付されている「事業費精算書」の 2 支出 (資料 5-3) の支出済額の明細には「A 市民センター祭り実行委員会負担金 30,000 円」の記載あり。
- (6) 平成 30 年 3 月 30 日付青市指令市協第 333 号「平成 29 年度青森市まちづくり構想推進事業補助金額確定通知書」(資料 6) を以て「補助金交付確定額 368,740 円」、「補助金返納額 0 円」である旨通知。

ウ. その行為は、どのような理由で違法・不当なのか。

- (1) 「平成 29 年度青森市まちづくり構想推進事業補助金交付要綱」(以下「交付要綱」という。) 別表 1 (第 4 条関係) (資料 7) では、「他団体に対する補助金、負担金等」は補助対象外経費としているにも関わらず、本件交付申請書の補助対象経費の支出の明細に記載されている他団体である「A 市民センター祭り実行委員会」に対する負担金 30,000 円を「平成 29 年度青森市まちづくり構想推進事業補助金」として交付決定したことは、違法・不当である。
- (2) 市民協働推進課が開示した「平成 29 年度青森市まちづくり構想推進事業補助金関係綴」(以下「補助金関係綴」という。) の何処にも、「A 市民センター祭り実行委員会」が如何なる団体であり、何故に本協議会が「A 市民センター祭り実行委員会」に負担金 30,000 円を支払うのかの根拠を記載した文書は一切無く、交付要綱別表 1 の「他団体に対する補助金、負担金等」は補助対象外経費であるの例外規定 (他の団体と連携して行う事業に対し、主催者の一員として負担する場合を除く。) に該当することが立証されていない。
- (3) もし仮に、「A 市民センター祭り実行委員会」に対する負担金 30,000 円を「平成 29 年度青森市まちづくり構想推進事業補助金」として交付決定したことが適法であったとしても、以下に述べるように、本協議会に対する平成 29 年度青森市まちづくり構想推進事業補助金額の確定は違法・不当である。
- (4) 資料 1-3 収支予算書の支出の明細では (A 市民センター祭り実行委員会

負担金 30,000 円)、資料 5-3 事業費精算書の支出済額の明細でも (A 市民センター祭り実行委員会負担金 30,000 円) と記載されているが、補助金関係綴の中には (A 市民センター祭り実行委員会負担金 30,000 円) に係る領収書は存在しない。

- (5) 交付要綱第 10 条では交付要綱第 9 条の規定に基づいて提出された報告書を審査し交付すべき補助金の額を確定することとなっている。(A 市民センター祭り実行委員会負担金 30,000 円) に係る領収書が無いのであるから、その分を減額して交付すべき補助金の額を確定するべきであったにも関わらず、その審査業務を怠り本協議会に (A 市民センター祭り実行委員会負担金 30,000 円) を確定交付したことは違法・不当である。
- (6) もし仮に、資料 4 の領収書 (A 市民センターイベント実行委員会から A コミュニティ協議会宛の 30,000 円の領収書) は、本来本協議会が A 市民センター祭り実行委員会に支払うべきものを、何かの手違いで本協議会が A 市民センターイベント実行委員会に 30,000 円を支出したことに対する領収書であるならば、本協議会は A 市民センターイベント実行委員会から 30,000 円を返納してもらい、改めて、本協議会は A 市民センター祭り実行委員会に対して負担金 30,000 円を支払い、その分の領収書を青森市長宛に提出すべきであり、青森市長はその様に指導するべきであった。諄いようであるが、A 市民センターイベント実行委員会に 30,000 円を支払ったのが間違いなのであれば、それを是正させるのが青森市長の仕事であるにも関わらず、その指導をしなかったことは職務怠慢・不作為そのものである。違法である。

エ. その結果、どのような損害が市に生じているのか。

- (1) 対象経費ではない「A 市民センター祭り実行委員会負担金 30,000 円」を本協議会に交付決定し、交付決定を受けた本協議会は交付決定された用途に使用しなかったにも関わらず、青森市は交付要綱第 10 条に規定する審査を適正に行うことを怠り、本協議会に「A 市民センター祭り実行委員会負担金 30,000 円」の返納を求めなかったことにより、青森市には 30,000 円の損害が生じた。

オ. どのような措置を請求するのか。

- (1) 本協議会に「A 市民センター祭り実行委員会負担金 30,000 円」を青森市に返納を命じることを青森市長に求める。

〔請求の要旨に添付された事実を証する書面〕

資料 1-1 平成 29 年度青森市まちづくり構想推進事業補助金交付申請書

資料 1-2 交付申請書添付「事業計画書」

資料 1-3 交付申請書添付「収支予算書」

資料 2 平成 29 年度青森市まちづくり構想推進事業補助金交付決定通知書

- 資料 3-1 平成 29 年度青森市まちづくり構想推進事業補助金請求書
- 資料 3-2 支出命令書(概算払)
- 資料 4 A 市民センター祭り実行委員会負担金「領収証」
- 資料 5-1 平成 29 年度青森市まちづくり構想推進事業補助金実績報告書
- 資料 5-2 実績報告書添付「事業報告書」
- 資料 5-3 実績報告書添付「事業費精算書」
- 資料 6 平成 29 年度青森市まちづくり構想推進事業補助金額確定通知書
- 資料 7 平成 29 年度青森市まちづくり構想推進事業補助金交付要綱

第 3 監査の実施

本件請求について、地方自治法第 242 条第 4 項の規定により、次のとおり監査を実施した。

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、地方自治法第 242 条第 6 項の規定により、平成 30 年 7 月 10 日に証拠の提出及び陳述の機会を付与したところ、新たな証拠の提出があり、請求人が請求の趣旨を補足する陳述を行った。

(1) 新たに提出された事実を証する書面

「第 24 回 A 市民センターまつり」パンフレット（平成 28 年度）

(2) 請求人の陳述による補足事項

- ① 「A 市民センター祭り実行委員会及び A 市民センターイベント実行委員会が如何なる団体なのか。具体的に言いますと、会則ですとか、目的、構成員、役員氏名、事業内容がわかる資料、あるいは予算決算に関する資料等々がなんら一通も開示されておられません。

よって、そもそも A 市民センター祭り実行委員会という団体が実在すること自体を市民協働推進課が確認しておられません。」

- ② 「平成 29 年度青森市まちづくり構想推進事業補助金交付要綱」（以下「補助金交付要綱」という。）別表 1（第 4 条関係）において「他の団体に対する補助金、負担金等」を補助対象外経費とし、この例外として「他の団体と連携して行う事業に対し、主催者の一員として負担する場合を除く。」（以下「補助対象外経費の例外規定」という。）と規定されている。

「第 24 回 A 市民センターまつり」のパンフレットには、「主催者として、A 市民センター活性化協議会、A コミュニティ協議会及び A 市民センターの 3 者の名前が記載されており、A 市民センターまつり実行委員会は、主催者ではなく運営として記載されているところに書かれているだけであ

る。」

※「A コミュニティ協議会」のパンフレットの記載は、旧団体名「A コミュニティを考える会」

③ 「A 市民センターまつり実行委員会は主催者ではなく、単に運営を委ねられただけであり、交付要綱でいうところの他団体に該当しないことは明らかだと思えます。」

「ここでいう他団体というのは明らかに主催者の一人。構成員をいうものであって、運営している者とかは、ここでいう他団体に含まれるものではないと思えます。」

2 監査対象部局に対する事情聴取等

まちづくり構想推進事業を所管する市民部市民協働推進課（以下「市民協働推進課」という。）を監査対象部局とし、関連する資料、その他証拠書類等必要な資料の提出を求め平成 30 年 7 月 6 日に提出された。

平成 30 年 7 月 10 日に市民協働推進課職員から本件請求について事情聴取を行った。また、事情聴取における弁明内容について文書で提出を求め、平成 30 年 7 月 25 日資料添付のうえ提出された。

(1) 事情聴取の主な内容

- ・青森市まちづくり構想推進事業の概要
- ・A コミュニティ協議会の概要
- ・交付決定時の審査内容
- ・精算手続時の審査内容
- ・A 市民センターまつりの概要と A コミュニティ協議会との関係性
- ・A 市民センター祭り実行委員会及び A 市民センターイベント実行委員会の概要と両会との関係性
- ・A コミュニティ協議会が支払った他団体への負担金の概要

(2) 提出資料

① 平成 30 年 7 月 6 日提出資料

- ・青森市まちづくり構想推進事業の概要（平成 30 年 7 月 6 日市民協働推進課作成）
- ・青森市地域コミュニティ・ガイドライン
- ・青森市まちづくり構想推進事業実施要綱
- ・平成 29 年度青森市まちづくり構想推進事業補助金交付要綱
- ・A コミュニティ協議会会則
- ・A コミュニティ協議会役員名簿
- ・平成 29 年度青森市まちづくり構想推進事業補助金交付申請書（様式

第 1 号)

- ・事業計画書（様式第 2 号）
- ・収支予算書（様式第 3 号）
- ・平成 29 年度青森市まちづくり構想推進事業補助金交付決定前着手届
- ・平成 29 年度青森市まちづくり構想推進事業補助金の交付決定について（伺）
- ・平成 29 年度青森市まちづくり構想推進事業補助金交付決定通知書
- ・支出負担行為書
- ・支出命令書（概算払）
- ・平成 29 年度青森市まちづくり構想推進事業補助金請求書
- ・概算払いの理由書
- ・概算払いを請求する理由書
- ・A 地域計画（第二次）
- ・「第 22 回 A 市民センターまつり」パンフレット（平成 26 年度）
- ・平成 29 年度青森市まちづくり構想推進事業補助金実績報告書（様式第 7 号）
- ・事業報告書（様式第 8 号）
- ・事業費精算書（様式第 9 号）
- ・領収書
 - ※「A 市民センターイベント実行委員会」の領収書（平成 29 年 10 月 3 日）含む
- ・平成 29 年度青森市まちづくり構想推進事業補助金額の確定について（伺）
- ・平成 29 年度青森市まちづくり構想推進事業補助金額確定通知書
- ・精算書（概算払）
- ・「第 25 回 A 市民センターまつり」パンフレット（平成 29 年度）
- ・A 市民センターイベント実行委員会 決算書（平成 28 年度）
- ・A 市民センターイベント実行委員会 平成 29 年度収支決算書
- ・A 市民センターイベント実行委員会会則
- ・A 市民センターイベント実行委員会 役員名簿

② 平成 30 年 7 月 25 日提出資料

- ・平成 30 年 7 月 10 日事情聴取で求められた説明についての回答（市民協働推進課作成資料）
- ・収支予算書（様式第 3 号）
- ・A 市民センターイベント実行委員会会則
- ・「第 25 回 A 市民センターまつり」パンフレット（平成 29 年度）
- ・「A 市民センター祭り実行委員会」及び「A 市民センターイベント実行委員会」に係る名称の取扱いに関する関係者の証言について
- ・平成 29 年度青森市まちづくり構想推進事業補助金交付要綱

- ・A 市民センターイベント実行委員会 平成 29 年度収支決算書
- ・A 市民センターまつりのご案内（平成 28 年）
- ・「第 22 回 A 市民センターまつり」パンフレット（平成 26 年）
- ・A 市民センターまつり企画案（平成 26 年）
- ・A 市民センターイベント実行委員会 議事録（平成 26 年）
- ・A 市民センターまつりのご案内（平成 29 年）
- ・「A 市民センターイベント実行委員会」発行の領収書（平成 29 年）
- ・事業費精算書（様式第 9 号）

3 監査対象事項

請求人による請求は、A コミュニティ協議会に交付した平成 29 年度青森市まちづくり構想推進事業補助金について、本協議会から「平成 29 年度青森市まちづくり構想推進事業補助金交付申請書」に添付して提出された「収支予算書」（以下「収支予算書」という。）に記載されている「A 市民センター祭り実行委員会負担金 30,000 円」が、補助対象外経費の例外規定に該当することが立証されていないにもかかわらず、補助金の交付を決定したことは違法・不当な公金の支出であると主張するものであると解し、これを監査対象とした。

また、「収支予算書」及び「平成 29 年度青森市まちづくり構想推進事業補助金実績報告書」に添付して提出された「事業費精算書」（以下「事業費精算書」という。）に「A 市民センター祭り実行委員会負担金 30,000 円」と記載されているが、関係書類の中に「A 市民センターイベント実行委員会」発行の領収書が添付されており、「A 市民センター祭り実行委員会負担金 30,000 円」に係る領収書が存在していないにもかかわらず、補助金の額を確定したことは違法・不当な公金の支出であると主張するものであると解し、これを監査対象とした。

第4 監査の結果

1 事実関係

(1) 青森市まちづくり構想推進事業の概要について

まちづくり構想推進事業は、人口減少や少子高齢化の進展など、社会構造の変化に伴い、行政だけ又は地域だけでは解決困難な地域課題が顕在化していることを受け、平成 25 年に策定した「青森市地域コミュニティ・ガイドライン」及びその翌年に作成した「青森市まちづくり構想推進事業実施要綱」に基づき実施している。

市の役割は、地区連合町会の区域を基本に、町会や様々な地域団体、企業等の参画により組織された「まちづくり協議会」が行う、地域課題への対応や地域活性化のための事業への取り組みに対し、補助金による財政的支援や地域担当職員を派遣する人的支援を行っている。

(2) A コミュニティ協議会の概要について

平成 30 年 6 月末時点で、市内 11 地区で設立されている「まちづくり協議会」の一つとなっている。

A 地域の住民相互の交流と親睦を図り、共通の利益の増進、生活環境の保持・改善に努め、文化及び福祉の向上と豊かで住み良い地域づくりに寄与することを目的として、平成 22 年 11 月に設立した。

発足当時、A コミュニティを考える会という名称で、平成 28 年度から現在の団体名となっている。

(3) 補助金交付要綱について

補助対象事業は、補助金交付要綱第 3 条に掲げる事業とし、A コミュニティ協議会への補助金は、特色あるまちづくり事業への補助金に当たる。

(補助対象事業)

第 3 条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる事業とし、その内容は当該各号に定めるものとする。

(1) 地域計画策定事業 地域計画の策定を行う事業

(2) 特色あるまちづくり事業 地域計画に基づき実施する事業

(3) 地域づくり協働事業 特色あるまちづくり事業のみでは解決できない地域課題を解決するために実施する事業で、緊急性や必要性など特別な事由が認められるもの

補助対象経費は、補助金交付要綱第 4 条の記載のとおり、当該年度においてまちづくり協議会が行う補助対象事業に要する経費とし、別表 1 に掲げる経費を除くものとしている。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、当該年度において協議会が行う補助対象事業に要する経費（特色あるまちづくり事業及び地域づくり協働事業に要する経費のうち、備品の購入費については、補助対象経費の合計額の5分の1に相当する額を上限とする。）とする。ただし、別表1に掲げる経費を除くものとする。

2 (略)

別表1 (第4条関係)

補助対象事業	補助対象外経費
1 地域計画策定事業	(1) 懇親会等に係る飲食経費 (2) 協議会構成員に対する賃金、謝礼 (3) 協議会の経常的な運営維持管理経費（事務所の家賃、光熱水費、電話代等） (4) 補助対象事業以外の事業に係る経費との区分を客観的に証することができない経費 (5) 用途が特定されない予備的経費 (6) その他補助することが適当でないと市長が認める経費
2 特色あるまちづくり事業	(1) 懇親会等に係る飲食経費 (2) 協議会構成員に対する賃金、謝礼 (3) 他の団体に対する補助金、負担金等(他の団体と連携して行う事業に対し、主催者の一員として負担する場合を除く。) (4) 抽選会等の実施に係る景品代
3 地域づくり協働事業	(5) 協議会の経常的な運営維持管理経費（事務所の家賃、光熱水費、電話代等） (6) 補助対象事業以外の事業に係る経費との区分を客観的に証することができない経費 (7) 用途が特定されない予備的経費 (8) その他補助することが適当でないと市長が認める経費

「2 特色あるまちづくり事業」、「3 地域づくり協働事業」の(3)の規定について、市民協働推進課から「他の団体に対する補助金等が補助対象外であるという一般的な原則を定めつつ、当該要綱で定めるまちづくり協議会が、補助の目的に合致する事業を他の団体と共同で実施するために組織される実行委員会の構成団体となっている場合を想定し、自らが参加している実行委員会に対して負担金の支出ができるように例外を設けたものである。」との説明があった。

補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付要綱第6条に基づき、交付申請書等を市長に提出し、市長はこの申請があったときは、補助金交付要

綱第 7 条により、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとしている。

(補助金の交付の申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、平成 29 年度青森市まちづくり構想推進事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 地域計画（地域計画策定事業の場合を除く。）
- (2) 事業計画書（様式第 2 号）（地域計画策定事業の場合を除く。）
- (3) 収支予算書（様式第 3 号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付申請は、第 3 条各号に掲げる事業につき、1 回を限度とする。

(補助金の交付の決定)

第 7 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 (略)

補助事業者は、補助金交付要綱第 9 条に基づき、補助事業が完了したときは、実績報告書等を市長に提出し、市長は補助金交付要綱第 10 条により、内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定するものとしている。

(実績報告)

第 9 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して 30 日を経過した日又はこの補助金の交付の決定に係る年度の末日のいずれか早い日までに、平成 29 年度青森市まちづくり構想推進事業補助金実績報告書（様式第 7 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第 8 号）（地域計画策定事業においては、策定した地域計画）
- (2) 事業費精算書（様式第 9 号）
- (3) 補助対象経費に係る支出を証する書類の写し
- (4) 写真、チラシ等補助事業の実施状況が分かる資料
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 10 条 市長は、前条の報告書等の提出を受けた場合においては、当該報告書等の内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、平成 29 年度青森市まちづくり構想推進事業補助金額確定通知書（様式第 10 号）により、補助事業者に通知するものとする。

(4) A 市民センターまつりについて

例年、A 市民センターにおいて開催されるイベントであり、平成 29 年度は 10 月 7 日（土）・8 日（日）に開催された。

市民協働推進課から「A 市民センターまつりは、A 市民センター活性化協議会、A コミュニティ協議会、A 市民センターが中心となって組織する「A 市民センターイベント実行委員会」が主催者となって実施している事業である。」との説明があった。

A 市民センターイベント実行委員会会則

第 1 条 本会は、A 市民センターイベント実行委員会（以下実行委員会という）と称する。

第 2 条 実行委員会は、A 市民センターまつりと三世代交流餅つき大会等のイベントの円滑な運営と実行委員相互の親睦と融和を図ることを目的とする。

第 3 条 実行委員会は、A 市民センター活性化協議会、A コミュニティを考える会、A 市民センター及び A 市民センターを利用する団体と個人で、第 2 条の目的に賛同するものをもって組織する。

(5) 補助金の交付の決定に係る審査内容について

平成 29 年 4 月 3 日に A コミュニティ協議会から、「平成 29 年度青森市まちづくり構想推進事業補助金交付申請書」に添付された「事業計画書」、「収支予算書」などが補助金交付要綱に基づく所定の様式で提出された。

市民協働推進課では審査に当たり、「収支予算書」の支出の明細において、「A 市民センター祭り実行委員会負担金 30,000 円」の記載があり、補助対象外経費の例外規定に該当することを確認した上で、平成 29 年 4 月 26 日に、当該 30,000 円を含む 368,740 円について交付決定した。

団体の名称について、市民協働推進課から、「A 市民センター祭り実行委員会」は、「A 市民センターイベント実行委員会」を指しているとの説明があり、証言した者には監査資料として提出することを了承いただいているとして、次の資料の提出があった。

平成 30 年 7 月 9 日聞き取り

「A 市民センター祭り実行委員会」及び「A 市民センターイベント実行委員会」に係る名称の取扱いに関する関係者の証言について

○A 市民センターイベント実行委員会 委員長 B 氏の説明

A 市民センターまつりについては、過去に A 市民センター運営推進協力会という組織が中心となって、A 市民センター祭り実行委員会を組織し、実施してきた経緯がある。

A 市民センター運営推進協議会は既に解散し、存在しないが、解散の際に今後の A 市民センターまつりをどうするかの話があり、現在の A 市民センターイベント実行委員会が引き継ぐことになったものである。

A 市民センターイベント実行委員会の名称は、A 市民センターまつりだけでなく、三世代交流餅つき大会等のイベントも行う団体であったことからこの名前になったものである。

しかしながら、当時の A 市民センター運営推進協力会のメンバーが解散後に A 市民センターイベント実行委員会に参画することとなったため、以前から地域住民に馴染んでいた A 市民センター祭り実行委員会という呼称が、関係者間で引き続き使われてきたものである。

○A 市民センター 館長 C 氏の説明

A 市民センター祭り実行委員会という呼び方は、ずっと以前からのものであり、現在は A 市民センターイベント実行委員会となっているが、A 市民センターまつりを実施する団体という意味で、わかりやすく、定着していたため、そのまま使われてきたものである。

補助金対象外経費の例外規定の該当については、市民協働推進課から「当課においては、平成 26 年度に A コミュニティ協議会から A 市民センターまつりの共催について事前に相談・説明を受けており、その際、事業内容や実施体制、負担金の取扱いに関し、補助金交付要綱に定める補助対象経費となることを確認しているところである。

加えて、平成 29 年度も実施体制等に変更がないことを聞き取りで確認しているため、例外規定に該当することは明らかであり、違法・不当にはあたらない。」との説明があった。

また、負担金の支出先の団体の名称及び「収支予算書」の「A 市民センター祭り実行委員会負担金 30,000 円」の記載の取扱いについて、市民協働推進課から「市民センターまつり実行委員会」は地域における呼び名であり、正式な表記も定まっていない。このため、地域の者が作成する書類等では、例えば収支予算書等に記載されている漢字の「祭り実行委員会」と、パンフレット等に記載されているひらがなの「まつり実行委員会」の両方が使用されている。会則で定められた名称ではないものの、交付決定等の審査に当たっては、「A 市民センターまつりを開催している実行委員会に対する負担金」という記載であると捉え、団体や用途が特定できているため、例年、訂正を求めず認めてきたものである。」との説明があった。

(6) 補助金の額の確定に係る審査内容について

平成 30 年 3 月 30 日に A コミュニティ協議会から、「平成 29 年度青森市まちづくり構想推進事業補助金実績報告書」に添付された「事業報告書」、「事業費精算書」、補助対象経費に係る支出を証する書類として領収書の写しが提出された。

「事業費精算書」の支出済額の明細において、「A 市民センター祭り実行委員会負担金 30,000 円」の記載があり、「A 市民センターイベント実行委員会」発行の領収書が添付されていることを確認した上で、同日、当該 30,000 円を含む 368,740 円について補助金の額を確定した。

2 監査委員の判断

以上のような事実関係の確認、関係職員からの事情聴取等に基づき、次のように判断する。

(1) 補助金の交付の決定に係る主張について

① 補助対象外経費の例外規定については、市民協働推進課から、「他の団体に対する補助金等が補助対象外であるという一般的な原則を定めつつ、当該要綱で定める「まちづくり協議会」が、補助の目的に合致する事業を他の団体と共同で実施するために組織される実行委員会の構成団体となっている場合を想定し、自らが参加している実行委員会に対して負担金の支出ができるように例外を設けたものである。」との説明があった。

② したがって、補助対象外経費の例外規定は、他の団体とともにまちづくり協議会自らが参加して組織される実行委員会に対する負担であること及び当該実行委員会が主催者となって補助の目的に合致する事業を行うことが該当の要件となるものである。

A コミュニティ協議会が交付申請時に市に提出した「収支予算書」に記載されている「A 市民センター祭り実行委員会負担金 30,000 円」が、補助対象外経費の例外規定に該当しない場合には、違法・不当な公金の支出に当たるといふべきである。

③ これを本件についてみると、請求人は「「A 市民センター祭り実行委員会」が如何なる団体であるか、何故に本協議会が「A 市民センター祭り実行委員会」に負担金 30,000 円を支払うのかの根拠を記載した文書は一切無く、例外規定に該当することが立証されていない。」と主張するが、「A 市民センターイベント実行委員会会則」及び「「A 市民センター祭り実行委員会」及び「A 市民センターイベント実行委員会」に係る名称の取扱いに関する関係者の証言について」の内容から、「収支予算書」の「A 市民センター

祭り実行委員会負担金 30,000 円」の記載は、地域の呼び名が「A 市民センター祭り実行委員会」であり（会則で定められた）正式な団体名「A 市民センターイベント実行委員会」に対する負担金支出についての記載であるものと認められる。

④ A 市民センターまつりについては市民協働推進課から「A 市民センター活性化協議会、A コミュニティ協議会、A 市民センターが中心となって組織する「A 市民センターイベント実行委員会」が主催者となって実施している事業である。」との説明があり、次の事項が確認できることから、前述の要件を充足しており、例外規定に該当するものであると認められる。

- ・ 実行委員会の組織について「A 市民センターイベント実行委員会会則」に、A 市民センター活性化協議会、A コミュニティを考える会、A 市民センター等をもって組織すると記載されている。
- ・ A コミュニティ協議会自らが参加して組織されていることについて、「A 市民センターイベント実行委員会役員名簿」及び「A コミュニティ協議会役員名簿」により、「A 市民センターイベント実行委員会」の役員 8 名のうち A コミュニティ協議会の役員 7 名が構成員となっている。
- ・ A 市民センターまつりが「A 地域計画（第二次）」に位置付けられ、補助の目的に合致している。
- ・ 「A 市民センターイベント実行委員会」が主催者であることについては、「A 市民センターイベント実行委員会 決算書（平成 28 年度）」、「A 市民センターイベント実行委員会 平成 29 年度収支決算書」、「A 市民センターまつり企画案（平成 26 年）」、「A 市民センターイベント実行委員会 議事録（平成 26 年）」、「A 市民センターまつりのご案内（平成 28 年）」から、当該実行委員会が A 市民センターまつり開催の中心となる活動（企画、開催案内の配付、広報、運営、経理等）を行っている。

⑤ 請求人は「第 24 回 A 市民センターまつり」パンフレット（平成 28 年度）の記載を根拠に、「主催者として、A 市民センター活性化協議会、A コミュニティ協議会及び A 市民センターの 3 者の名前が記載されており、A 市民センターまつり実行委員会は、主催者ではなく運営として記載されているところに書かれているだけである。」「ここでいう他団体というのは明らかに主催者の一人。構成員をいうものであって、運営している者とかは、ここでいう他団体に含まれるものではないと思います。」と主張するが、主催者であるか否かは催事の中心的な活動を担っているかどうかという実態から判断するのが妥当である。

⑥ したがって、補助金の交付の決定については、違法・不当であるとは認められない。

(2) 補助金の額の確定に係る主張について

① 補助金交付要綱では、補助事業者は補助事業が完了したとき、実績報告書のほか、補助対象経費に係る支出を証する書類の写しなどを添えて市長に提出することとなっており、補助金交付要綱第 10 条では、この報告書等の提出を受けた市長は、これを審査し、交付すべき補助金の額を確定するとされている。

補助対象経費に係る支出を証する書類の写しの添付がされていない場合は、違法・不当な公金の支出に当たるといふべきである。

② これを本件についてみると、負担金は A コミュニティ協議会から「A 市民センターイベント実行委員会」に対して支出されており、「平成 29 年度青森市まちづくり構想推進事業補助金実績報告書」には、「A 市民センターイベント実行委員会」発行の領収書が添付されている。

③ 請求人は「A 市民センター祭り実行委員会負担金 30,000 円」に係る領収書がないのであるから、その分を減額して交付すべき補助金の額を確定すべきであったにも関わらず、その審査業務を怠り本協議会に「A 市民センター祭り実行委員会負担金 30,000 円」を確定交付したことは違法・不当である。」と主張するが、「収支予算書」と同様に「事業費精算書」に記載されている「A 市民センター祭り実行委員会負担金 30,000 円」は、前述のとおり「A 市民センターイベント実行委員会」に対する負担金支出についての記載であるものと認められる。

④ したがって、補助金の額の確定については、違法・不当であるとは認められない。

3 結論

以上のとおり、本件請求については理由がないものと認め、これを棄却する。

第 5 監査委員の意見

監査結果は以上のとおりであるが、次のとおり意見を付記する。

監査の実施に当たり使用した「A 市民センターイベント実行委員会会則」等の複数の資料は、市民協働推進課から改めて地域の団体に提出を依頼した資料である。

市民協働推進課では、交付申請時には聞き取りにより従前と実施体制等に変更がないことを確認していたとのことであるが、補助金等の交付決定等に

係る関係書類は、審査等の起案に添付して保存する必要がある。

また、本監査では、A コミュニティ協議会から提出された書類の記載において、団体名を地域における呼び名で記載されていたことを確認したが、市民協働推進課で状況を把握しているとしても、正式な名称で記載されていることが適切であるのは明らかである。

公金の支出においては厳正な経理処理が求められることについて地域団体等に説明し、このような曖昧な記載は、訂正するよう指導する必要がある。

今後、保存書類の適正化、交付決定等における審査内容の明確化に努めていただきたい。